

# 出入国管理行政の概況について



平成25年4月  
法務省入国管理局

# 入国管理局の体制

## 【官職別職員数】(平成24年度)

(人)

### 入国審査官(全国で2,050人)

- ・空港等における出入国審査
- ・地方入国管理局等における在留審査
- ・退去強制手続における違反審査等
- ・難民調査



入国審査官

### 入国警備官(全国で1,562人)

- ・不法入国者等の摘発, 国外への退去強制
- ・届出情報に係る事実の調査



入国警備官

### 法務事務官・法務技官(全国で269人)

- ・一般的事務・医師, 看護師など

年度	入国審査官	入国警備官	法務事務官 ・法務技官	合計
4	894	668	368	1,930
5	962	770	365	2,097
6	1,117	782	364	2,263
7	1,152	869	366	2,387
8	1,182	915	361	2,458
9	1,203	931	358	2,492
10	1,202	956	354	2,512
11	1,204	978	351	2,533
12	1,196	998	347	2,541
13	1,211	1,017	337	2,565
14	1,268	1,070	325	2,663
15	1,272	1,101	320	2,693
16	1,343	1,183	307	2,833
17	1,433	1,266	273	2,972
18	1,494	1,367	259	3,120
19	1,580	1,431	257	3,268
20	1,626	1,523	264	3,413
21	1,737	1,564	264	3,565
22	1,881	1,564	269	3,714
23	1,979	1,571	273	3,823
24	2,050	1,562	269	3,881

## 【組織別職員数】(平成24年度)

本省	126人
----	------

東日本入国管理センター	145人
西日本入国管理センター	75人
大村入国管理センター	49人

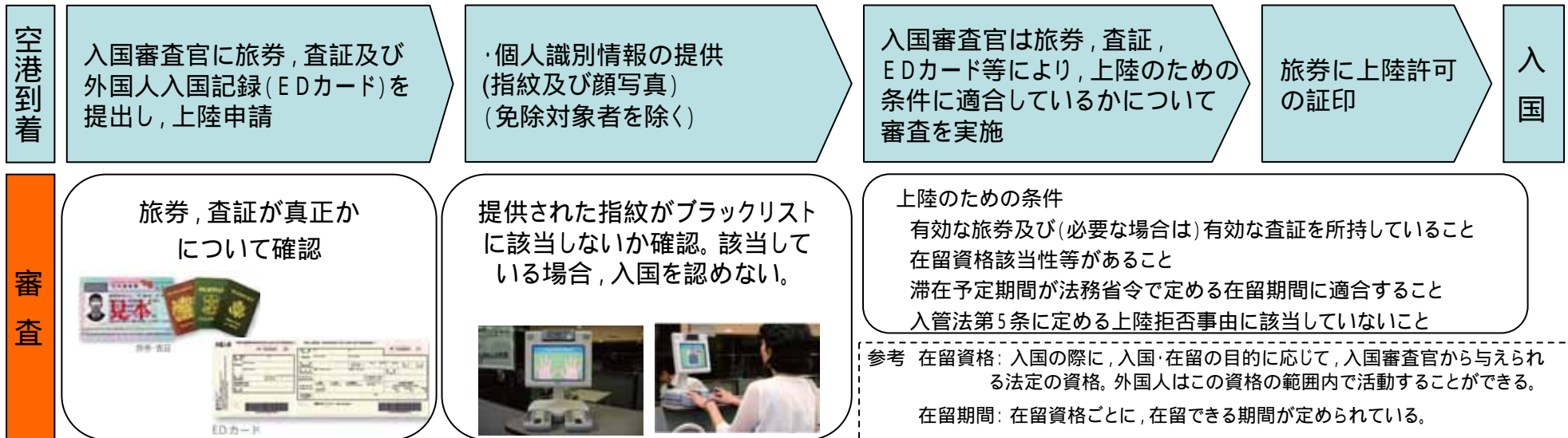
札幌入国管理局	73人
仙台入国管理局	73人
東京入国管理局	1,941人
名古屋入国管理局	461人
大阪入国管理局	549人
広島入国管理局	96人
高松入国管理局	41人
福岡入国管理局	252人

# 出入国審査手続の流れ

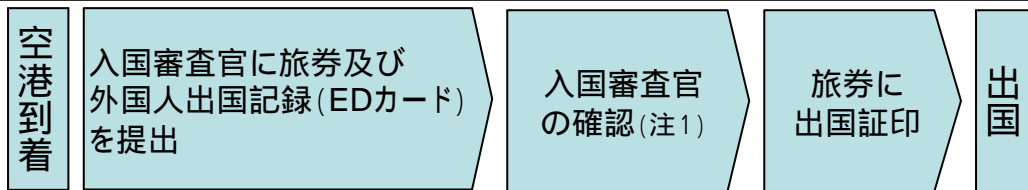
## 出入(帰)国における空港等での手続

外国人の出入国・・・ 入国時に審査を, 出国時にその確認を行う。  
日本人の出帰国・・・ 出国時及び帰国時ともに, その確認を行う。

### 外国人の入国審査

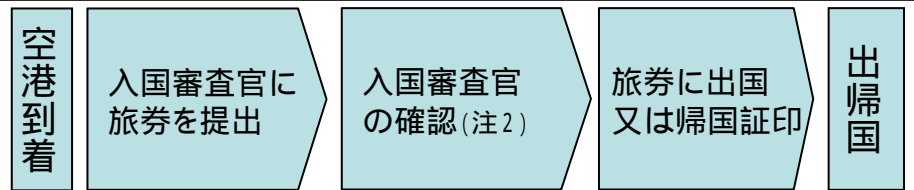


### 外国人の出国確認



(注1) 入国審査官は, 提出されたEDカードの記載事項を確認するとともに, 当該外国人が, 有効な旅券を所持し, 旅券の名義人と所持人が同一人であること及び出国確認留保の対象者ではないことを確認する。

### 日本人の出帰国確認



(注2) 入国審査官は, 日本人が, 有効な日本旅券を所持し, 旅券の名義人と所持人が同一人であることを確認する。

## 個人識別情報による上陸審査

平成19年11月，個人識別情報(指紋・顔写真)を利用した上陸審査開始  
偽装指紋対策 個人識別情報取得装置の改修

指紋の提供



顔写真の提供

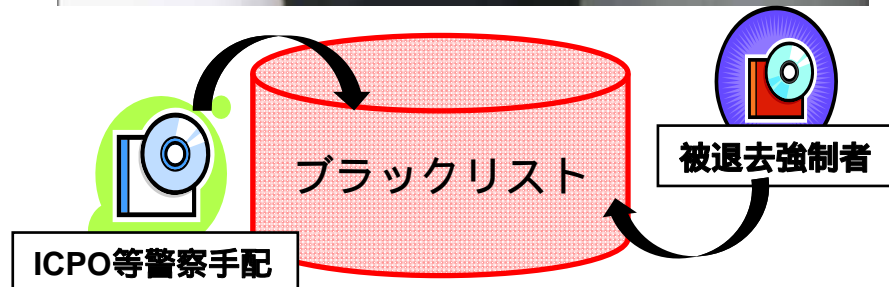


### 偽装指紋事例

- ・特殊なテープを貼り付ける
- ・指紋を削り取る手術を行う 等

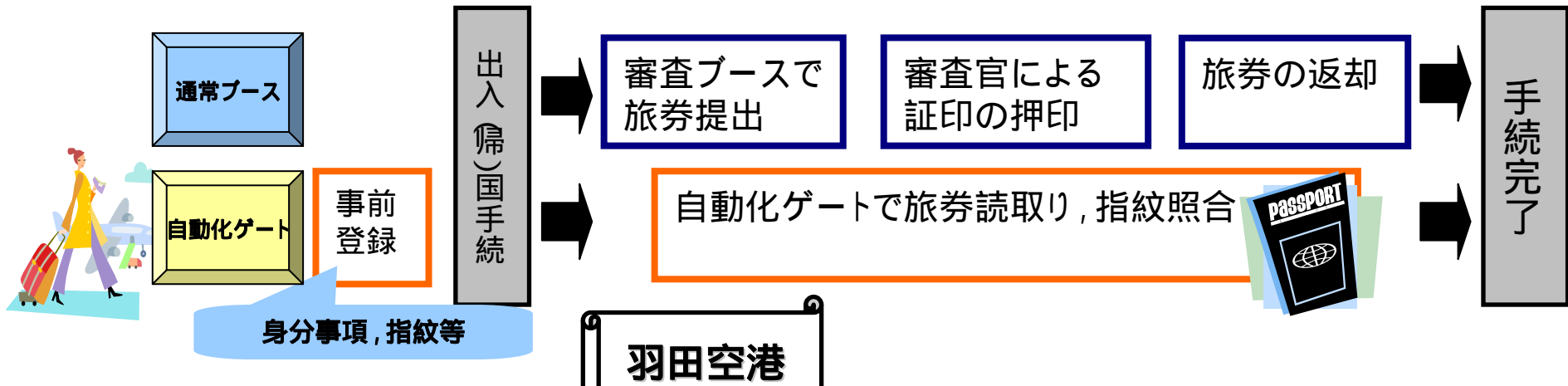
### 個人識別情報取得装置の改修

- ・指紋や指の状態を入国審査ブース内のディスプレイで確認できるようにするなどのシステム改修を行った。

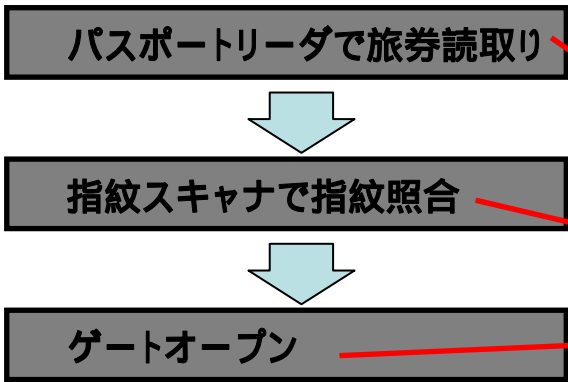


# 自動化ゲートによる出入(帰)国審査手続

平成19年11月，日本人・在留外国人の出入(帰)国手続の簡素・円滑化を目的として導入  
成田空港，関西空港，中部空港，羽田空港に設置



羽田空港



## 在留審査手続(変更,更新,永住,取得,資格外活動許可)

我が国に在留する外国人が,当初決定された在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり,当初の在留目的とは異なる在留資格への変更を希望したりするなどの場合は,入管法に基づいて以下の申請を行い,それぞれ許可を受ける必要がある。

### 在留資格変更許可申請 (入管法第20条)

我が国に在留する外国人は,在留目的とする活動を変更する場合には,新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

### 在留期間更新許可申請 (入管法第21条)

我が国に在留する外国人が,現に有する在留資格を変更することなく,在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には,在留期間更新の許可を受ける必要がある。

### 永住許可申請 (入管法第22条)

永住許可に関するガイドライン(原則10年在留等)等を策定し公表

「永住者」の在留資格は,他の在留資格で我が国に在留する外国人からの永住許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し,一定の要件を満たす場合に付与される。

### 在留資格取得許可申請 (入管法第22条の2)

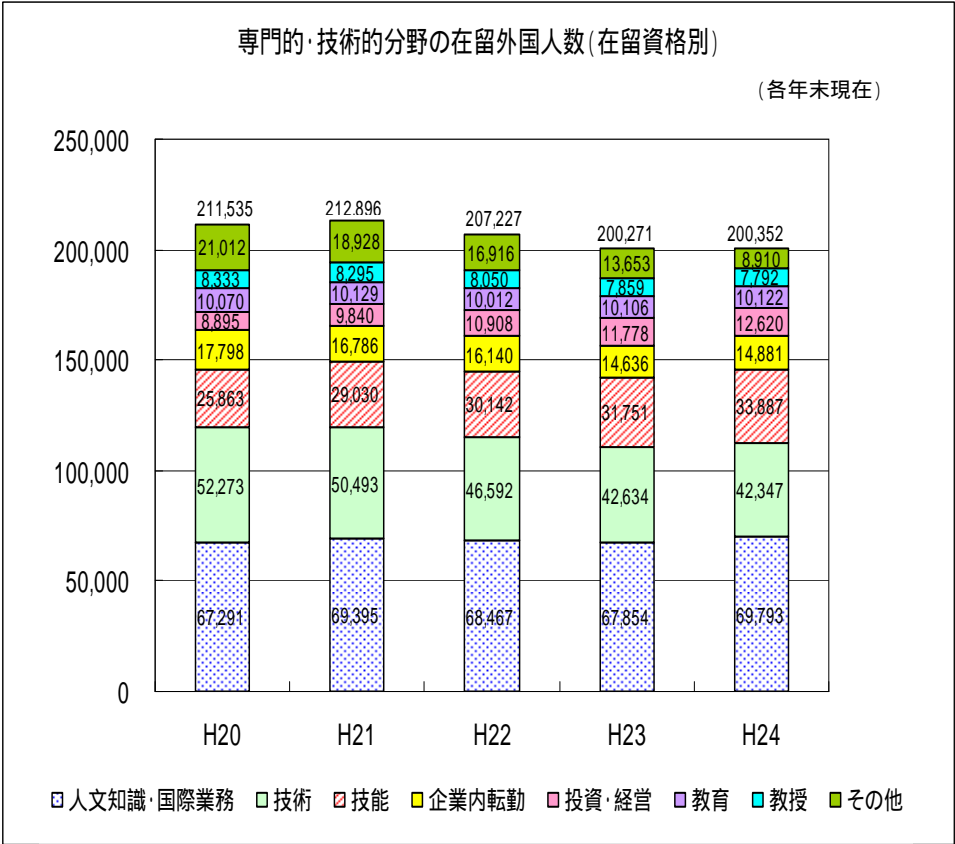
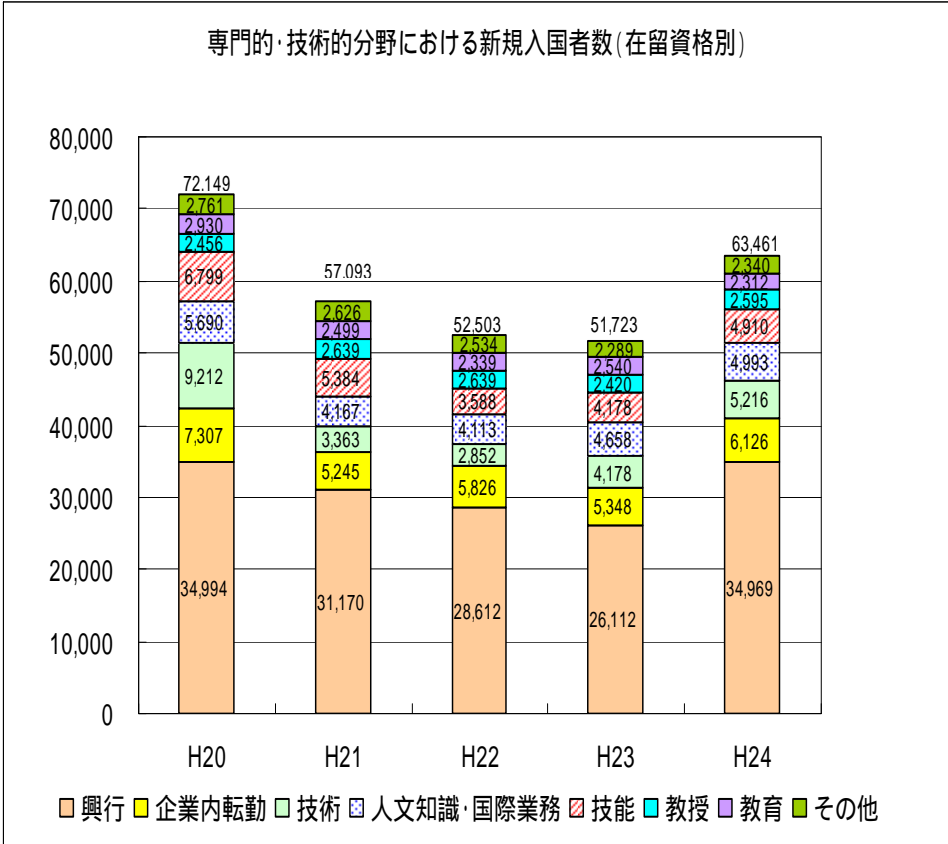
我が国で出生したり,日本国籍を離脱したりして外国人となった者や,日米地位協定に基づき在留資格を要しないで在留する米国軍人等でその身分を失った外国人が,引き続き60日を超えて我が国に在留しようとする場合には,在留資格取得の許可を受ける必要がある。

### 資格外活動許可申請 (入管法第19条)

在留資格により許可された活動以外の就労活動を行うことを希望する場合,資格外活動許可を受ける必要がある。

# 専門的・技術的分野における外国人の入国・在留状況(在留資格別)

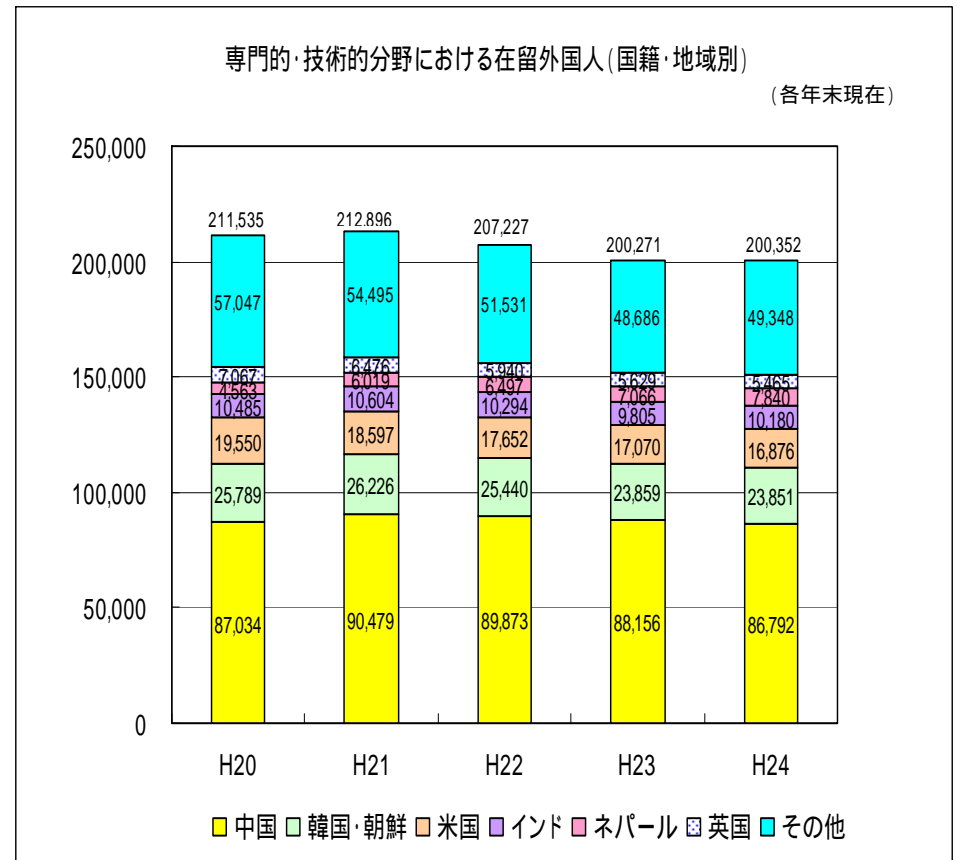
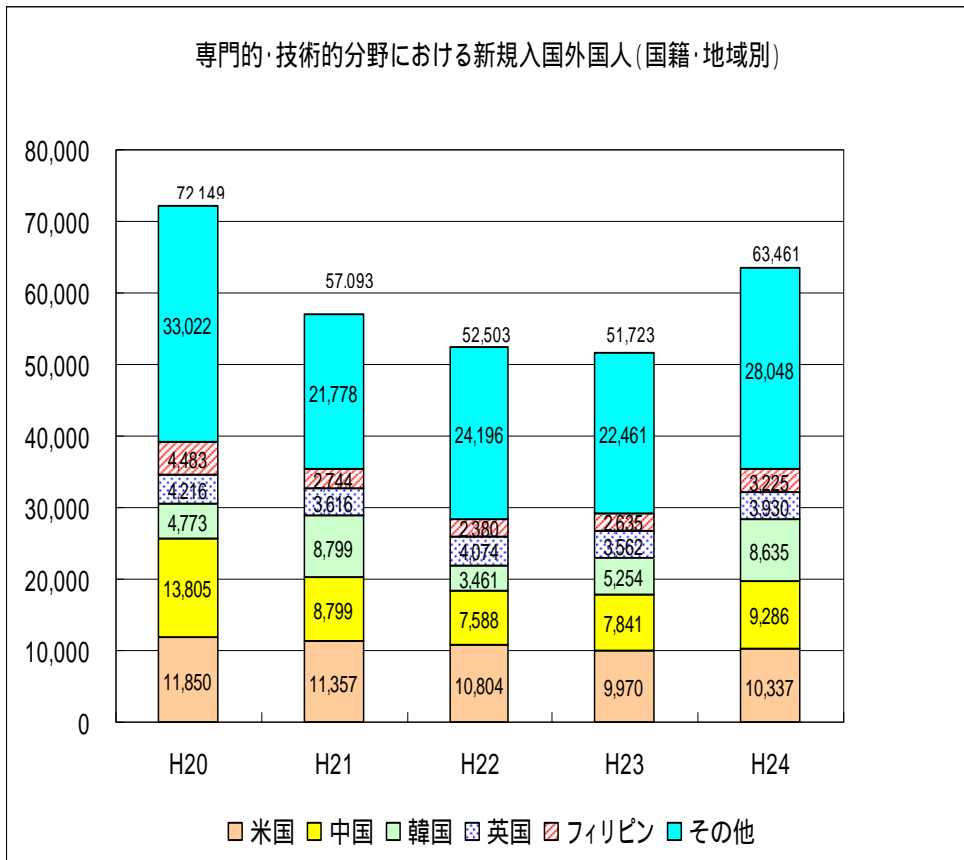
**専門的・技術的分野における在留資格の在留外国人は約20万人で推移  
「人文知識・国際業務」及び「技術」の在留資格が全体の半数以上を占め、「技能」が微増傾向**



1 平成23年までは外国人登録者数  
2 平成24年は速報値

# 専門的・技術的分野における外国人の入国・在留状況(国籍・地域別)

専門的・技術的分野における国籍・地域別の新規入国者は、米国、中国が多く、韓国が続いている。  
 専門的・技術的分野における国籍・地域別の在留外国人は、中国が4割を超えている。  
 米国人入国者は「興行」で短期間滞在する者が多いため、在留外国人数は入国者数に比して少ない。



- 1 平成23年までは外国人登録者数
- 2 平成23年までは中国に台湾を含む
- 3 平成24年は速報値

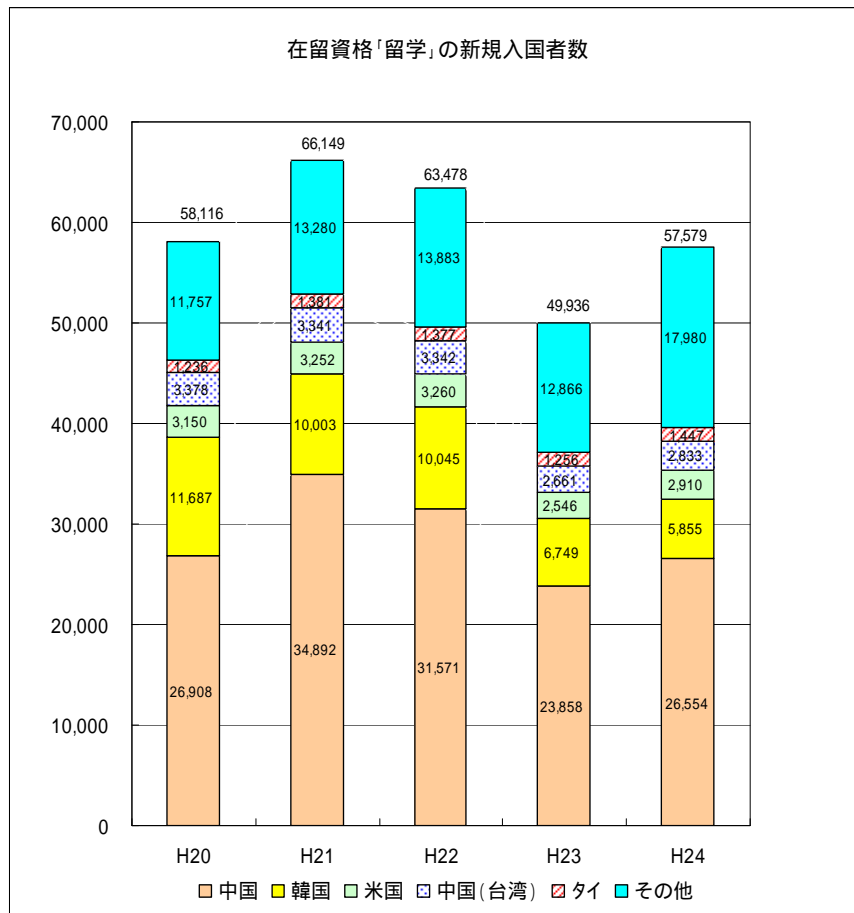


## 留学生の入国・在留状況

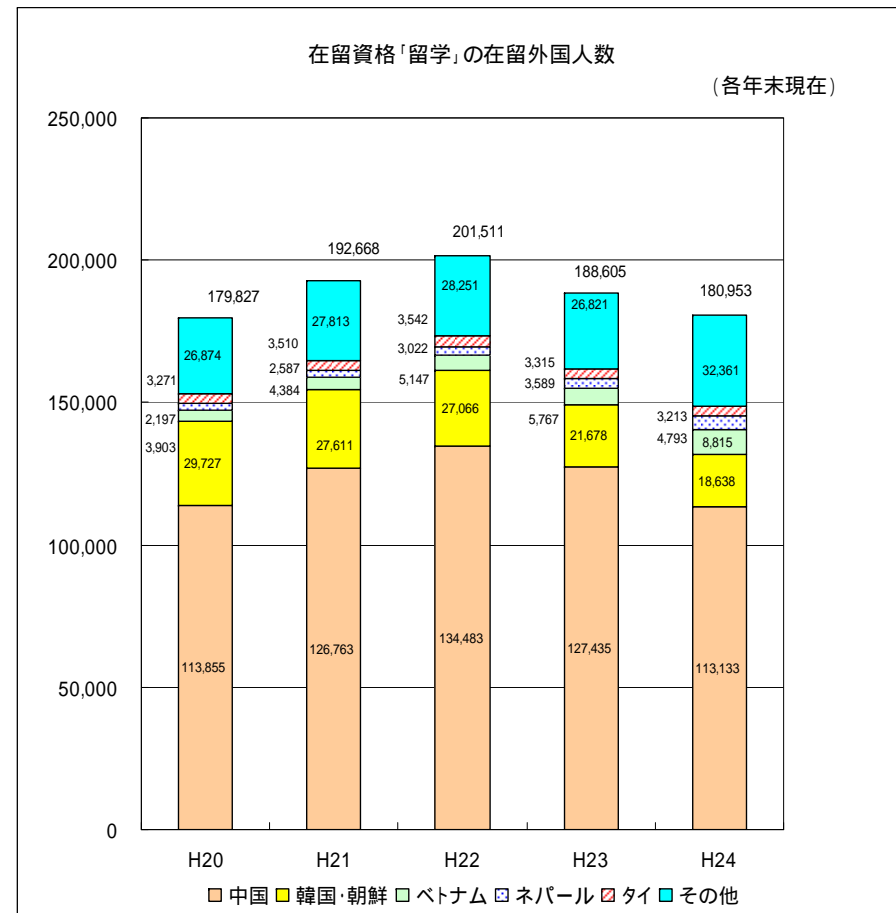
平成22年7月に「留学」と「就学」の在留資格を「留学」に一本化した。

平成24年における新規入国者数は約6万人であり、震災前の状況に回復しつつある。国籍別では中国が約5割を占めている。

平成24年における在留外国人は約18万人であり、国籍・地域別では中国が約6割を占めている。



1 平成22年までは「留学」と「就学」の合算数



1 平成22年までは「留学」と「就学」の合算数

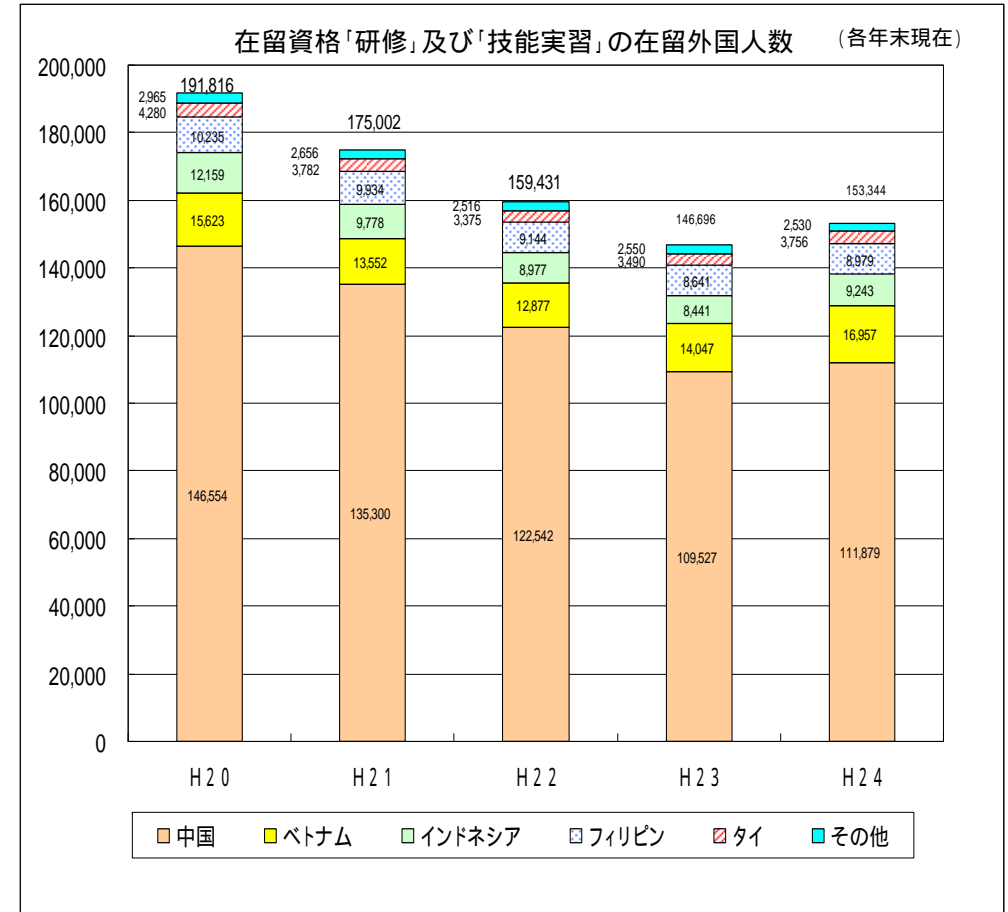
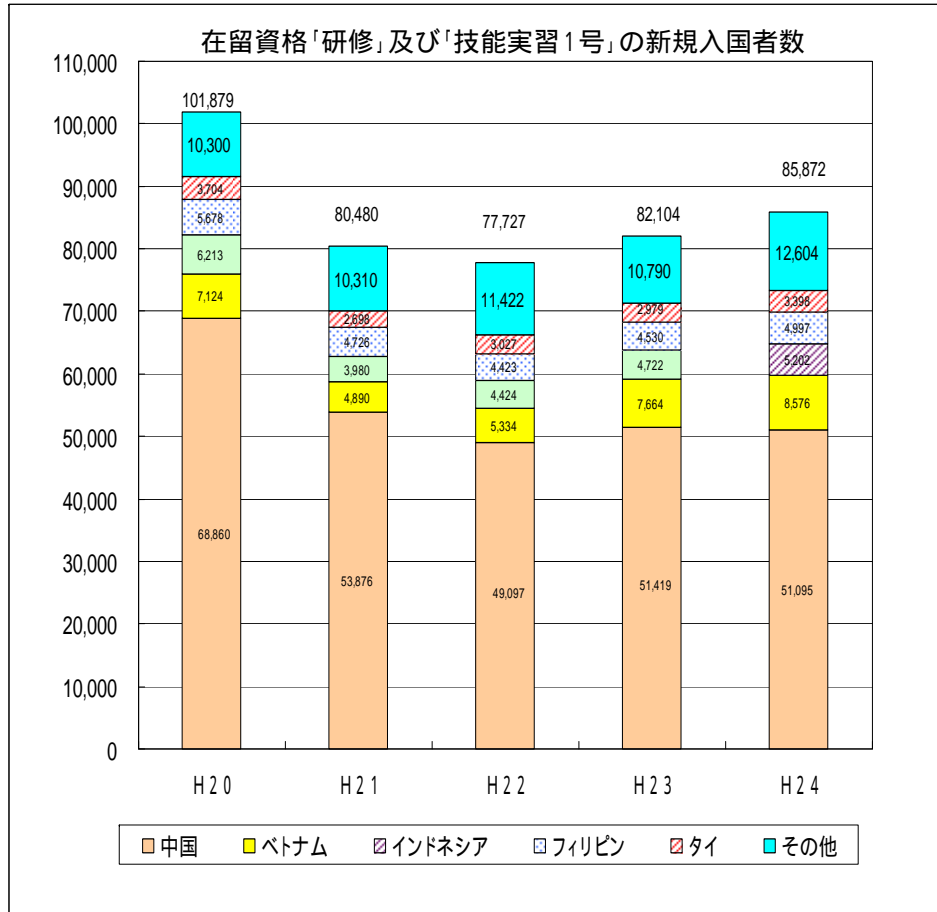
2 平成23年までは外国人登録者数

3 平成23年までは中国に台湾を含む

4 平成24年は速報値

## 研修生・技能実習生の入国・在留状況

平成24年における新規入国者数は約9万人であり、国籍・地域別では中国が約6割を占めている。  
 平成24年における在留外国人は約15万人であり、国籍・地域別では中国が約7割を占めている。



- 1 旧制度の「研修」及び「特定活動(技能実習)」を含む
- 2 平成23年までは外国人登録者数
- 3 平成23年までは中国に台湾を含む
- 4 平成24年は速報値。

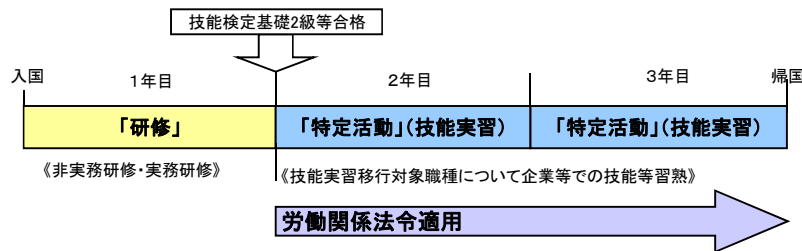
# 新しい研修・技能実習制度

- 平成22年7月に改正入管法が施行され、現行の研修・技能実習制度が施行。
- 技能実習生1年目から労働関係法令が適用される等技能実習生の保護を強化(企業単独型, 団体監理型)

## 企業単独型の受入れ概要

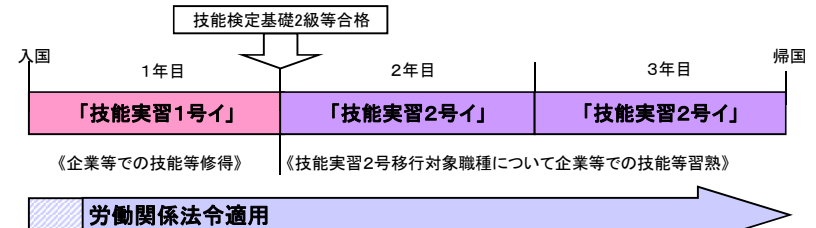
- 1年目の研修生は労働関係法令の適用を受けない
- 「研修」における非実務研修は、研修を受ける総時間数の比率によって決まる(原則3分の1以上)

旧制度



- 入国当初に雇用契約に基づかない講習を実施する場合を除いて、雇用契約に基づき技能実習生に労働

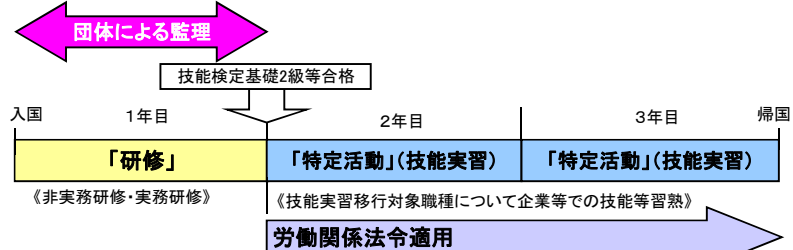
現行制度



## 団体監理型の受入れ概要

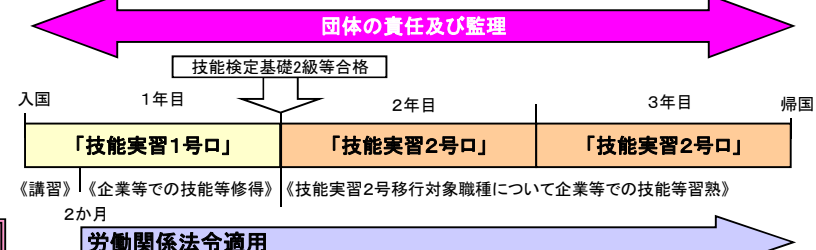
- 1年目の研修生は労働関係法令の適用を受けない
- 受入れ団体による監理は1年目の研修のみ
- 「研修」における非実務研修は、研修を受ける総時間数の比率によって決まる(原則3分の1以上)

旧制度



- 1年目の講習終了後から受入れ企業等との雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用
- 技能実習に対する受入れ団体の責任及び監理が技能実習終了時まで継続

現行制度

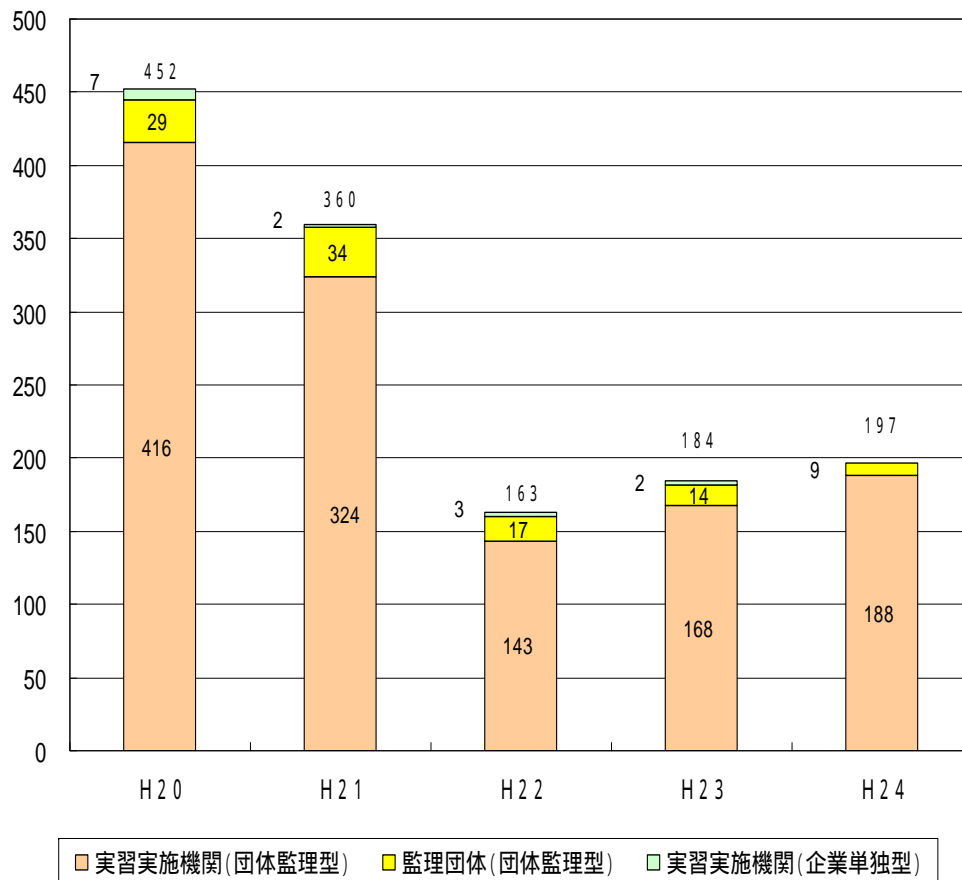


(注) 現行制度での「研修」は公的な研修、実務作業を含まない研修に限られている。

## 研修・技能実習制度における「不正行為」の概要

改正入管法の施行により、研修生・技能実習生の保護の強化等制度の一層の適正化が図られ、平成22年に「不正行為」機関数は減少  
 平成24年の「不正行為」機関は全て団体管理型での受入れ機関。類型別では、労働関係法令の違反が7割を占める。

受入れ形態別「不正行為」機関数の推移



平成24年受入れ形態別「不正行為」機関数

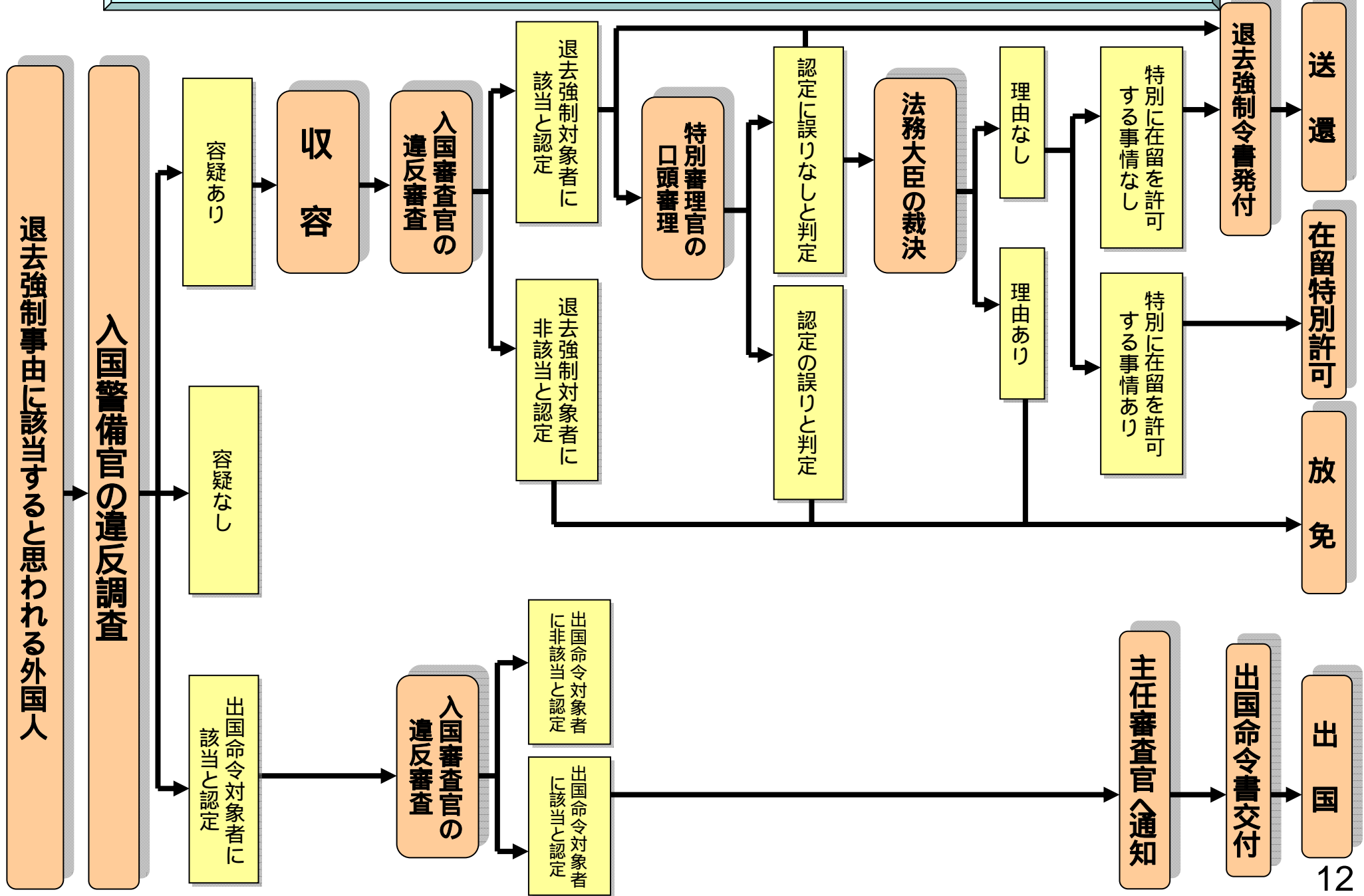
企業単独型		0機関 ( 0%)
団体 監理型	監理団体	9機関 ( 4.6%)
	実習実施機関	188機関 ( 95.4%)

平成24年類型別「不正行為」件数

- |            |               |
|------------|---------------|
| 1 労働関係法令違反 | 173件 ( 72.1%) |
| 2 名義貸し     | 18件 ( 20.0%)  |
| 3 研修計画との齟齬 | 10件 ( 4.16%)  |

(注)「不正行為」件数は計240件(一つの機関に対して、複数の類型により「不正行為」を通知する場合がある。)

# 退去強制手続の流れ



## 退去強制業務に係る統計，近年の取組み

入管法違反事件の推移・・・平成25年1月1現在の不法残留者数は，6万2,009人  
 近年の取組・・・不法滞在者の小口化・分散化への対応，偽装滞在者対策，不法入国防止のための水際対策等のため，より一層の情報収集・分析の強化，摘発班の再編成，機動班の設置等を実施

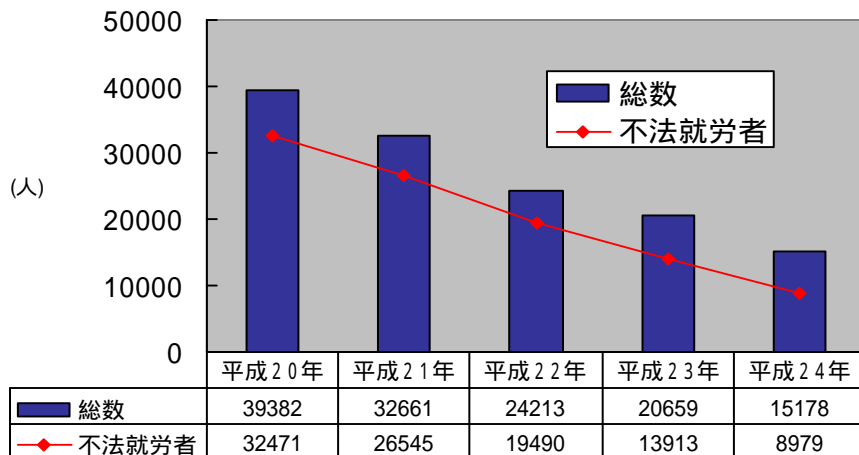
### 不法残留者数の推移

(人)

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
不法残留者数	113,072	91,778	78,488	67,065	62,009

(注)各年1月1日現在

### 入管法違反事件の推移

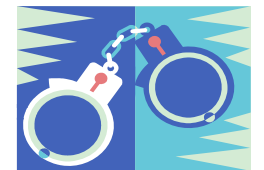


### 不法滞在・偽装滞在する者への対策

多数の不法滞在者や偽装滞在者に係る情報のほか，警察等関係機関との情報交換又は雇用状況届出情報など，各種情報の収集・分析の強化



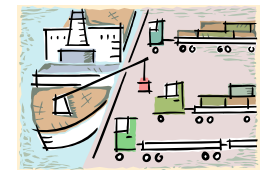
不法滞在者が小口化・分散化していることから，摘発班を小規模化するなど再編成し，警察等関係機関との更なる連携強化による摘発の推進



不法出入国等の対策として，東日本，西日本，北日本，東京湾岸千葉及び横浜並びに神戸機動班を設置し，海港及び沿岸地域のパトロール，入港船舶に対する船内サーチを強力に推進



空港の直行通過区域(トランジットエリア)を悪用し米国等第三国への不法入国を企図する事案等の対策として直行通過区域内の巡回・監視を強化



積極的な広報等により，出頭しやすい環境を整備し，一層の自主的な出頭申告の促進を図っている

# 入国者収容所等視察委員会

平成22年7月設置

法務大臣が任命する有識者で構成

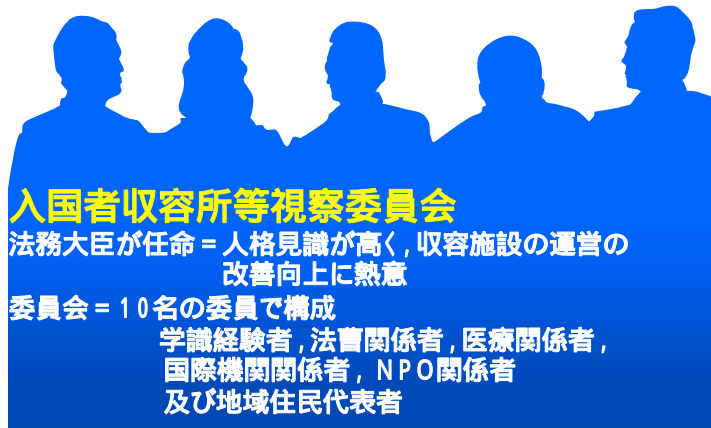
東日本地区, 西日本地区に各10名

委員は, 視察や被収容者との面接に関する法的権限を有し, 実情を的確に把握

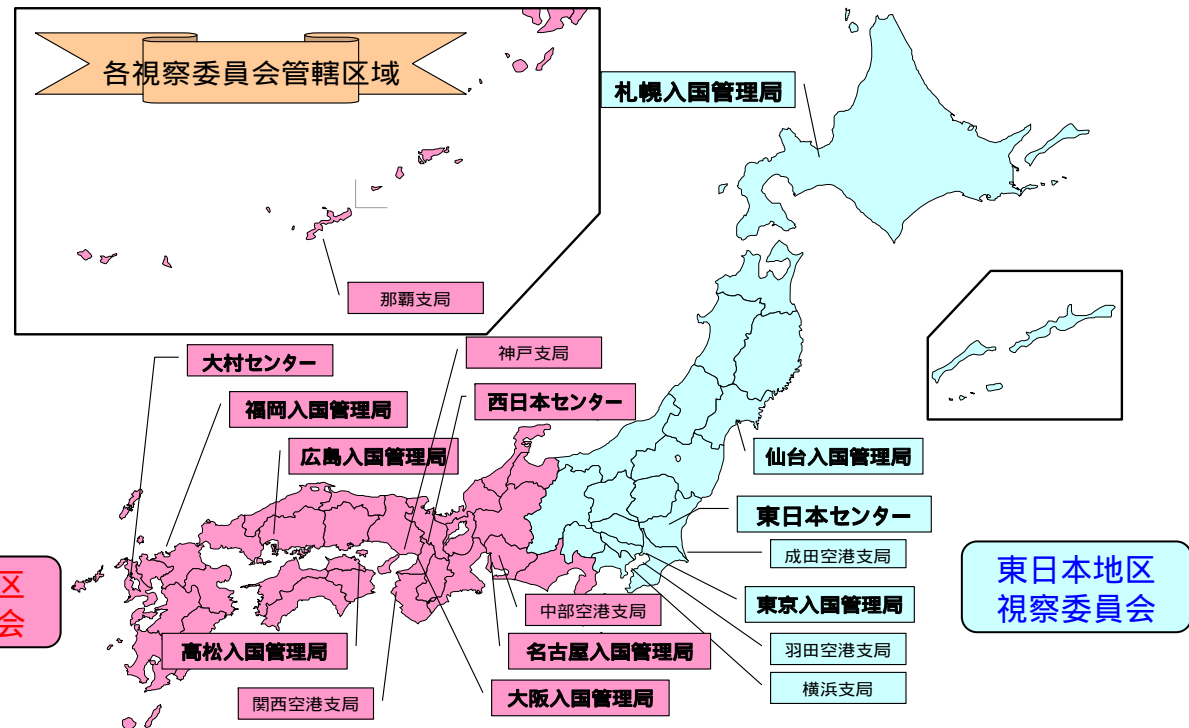
所長, 地方局長に意見を述べる事ができる

視察対象: 入国管理センター3か所, 地方入国管理局・支局の収容場15か所, 出国待機施設4か所

委員会が入国者収容所長等に対して述べた意見・講じられた措置の概要を公表

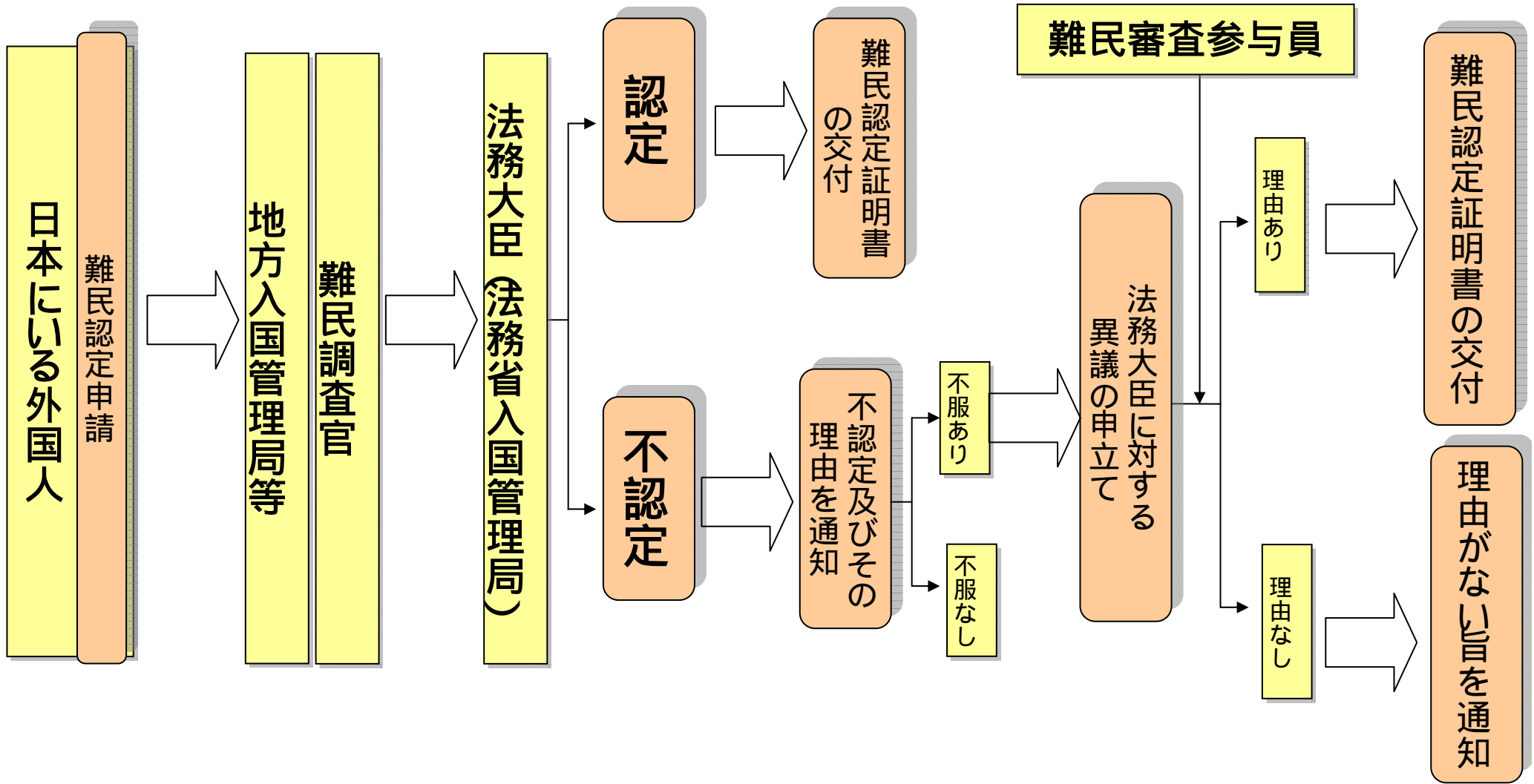


**入国者収容所等視察委員会**  
法務大臣が任命 = 人格見識が高く, 収容施設の運営の改善向上に熱意  
委員会 = 10名の委員で構成  
学識経験者, 法曹関係者, 医療関係者, 国際機関関係者, NPO関係者及び地域住民代表者



警備処遇の透明性の確保, 入国者収容所等の運営の改善向上を図る。

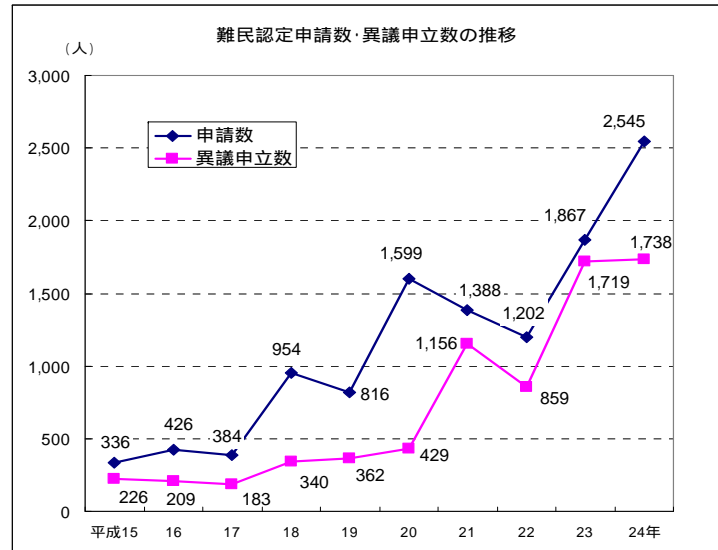
# 難民認定手続の流れ





## 難民認定業務に係る統計, 近年の取組み

### 難民認定申請(異議申立て)の急増



申請数・異議申立数いずれも10年前の7倍以上に増加。これに対処するため、

難民調査官の能力向上

出身国情報の収集強化

処理期間の目標設定

等の取組みを実施

### 第三国定住難民の受入れ



「第三国定住」とは、「本国への自主帰還」「第一次庇護国への定住」と並ぶ難民問題の恒久的解決策

我が国は、アジア初の実施国として、22年度からパイロットケースとしてタイのキャンプのミャンマー難民を受入れ開始、26年度まで5年間実施予定

22年度は5家族27名、23年度は4家族18名が来日。24年度は3家族16名を選定したがいずれも来日を辞退

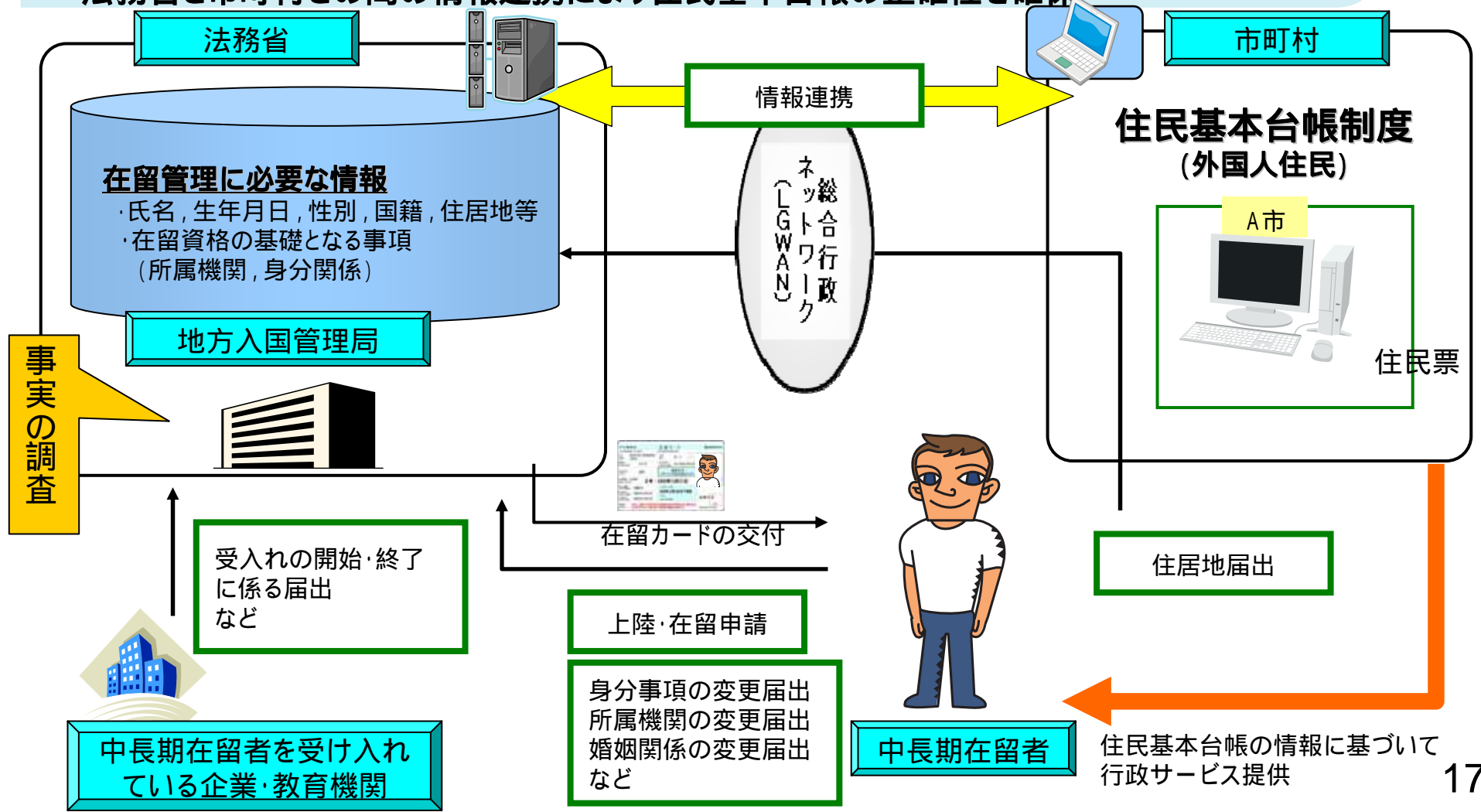
対象キャンプ・受入れ家族の範囲の拡大等を行い、25年度の受入れ手続を実施中

# 新しい在留管理制度における情報管理

我が国に中長期間在留する外国人の在留管理に必要な情報を法務大臣が一元的に把握  
 外国人住民は住民基本台帳制度の対象に

在留カードを提示して住民基本台帳法上の転入(転居)届を行うことにより、法務大臣に  
 対する入管法上の住居地届出を行ったものとみなされる。

法務省と市町村との間の情報連携により住民基本台帳の正確性を確保



# 市区町村との情報連携

## 住 民 票

①	氏 名	KIM EUNHEE	②	生年月日	1960年 7月 8日	③	性別	男 ⑥女	住民票コード	123……456
	通 称	金田 花子								
	住 所	県 市 1丁目1番1号 マンション202号				外国人住民 となった年月日	平成24年 8月 1日			
	前 住 所	平成24年8月1日	県 市	3丁目2番地1 から転入			平成24年 8月 3日 届出			
	世帯主の 氏 名	金田 太郎	世帯主との 続 柄	妻	④	国籍・地域	韓国			
⑤	第30条の4 5に規定する 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 中长期在留者 <input type="checkbox"/> 一時庇護許可者 <input type="checkbox"/> 経過滞在者(出生)	<input type="checkbox"/> 特別永住者 <input type="checkbox"/> 仮滞在許可者 <input type="checkbox"/> 経過滞在者(国籍喪失)	⑥	在留資格	日本人の配偶者等	⑨	在留カード等 の番号	………	
				⑦	在留期間等	3年	⑧	在留期間の 満了の日	2015年 7月30日	
	通称の記載 及び削除に 関する事項	通 称	記載市町村名	記載年月日	削除市町村名	削除年月日				
		金田 花子	市	平成24年8月3日						
	備 考	<p>1 氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域, 第30条の45に規定する区分, 在留資格, 在留期間, 在留期間の満了の日及び 在留カード等の番号に係る情報が法務省からの通知の対象となる。</p> <p>2 上記 ~ 以外の, 通称, 世帯主及び住民票コード等に関する情報は法務省からの通知の対象とならない。</p>								

### 国民健康保険

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日
退職被保険者又は被扶養者の別	該当年月日 / 非該当年月日
退・被扶	年 月 日 / 年 月 日
退・被扶	年 月 日 / 年 月 日

### 後期高齢者医療

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

### 介護保険

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

### 国民年金

基礎年金番号			
資格得喪・種別変更			
年 月 日	得・種変・喪	1・任	
年 月 日	得・種変・喪	1・任	

### 児童手当

支給開始	支給終了
年 月	年 月
年 月	年 月

## 在留カードの記載事項

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留期間更新許可などの在留に係る許可に伴って交付  
在留カードには就労可能性を分かり易く表記

### 在留カード

(表面)

(裏面)

日本国政府 在留カード 番号 AB12345678CD  
GOVERNMENT OF JAPAN RESIDENCE CARD No.

氏名 TURNER ELIZABETH  
NAME

生年月日 1985年12月31日 性別 女 F、国籍・地域 米国  
DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION

住所地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号  
ADDRESS

在留資格 留学  
STATUS Student

就労制限の有無 就労不可

在留期間(満了日) 4年3月(2018年10月20日)  
PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D

許可の種類 在留期間更新許可(東京入国管理局長) <MOJ>

許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日

このカードは 2018年10月20日まで有効 です。 法務大臣

在留カード番号

就労制限の有無

顔写真:有効期間の満了日が16歳未満の誕生日までとなっているカードには写真は表示されない。

住所地:変更があった場合は裏面に記載する。特別永住者証明書についても同様。

有効期間

住所地記載欄

届出年月日	住所地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

資格外活動許可欄

許可:原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留期間更新等許可申請欄

在留資格変更許可申請中

資格外活動許可:資格外活動許可を受けたときに、その旨及び許可した活動の要旨が記載される。

在留期間更新等許可申請:在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載される。

[参考] 特別永住者には特別永住者証明書が交付される。

### 特別永住者証明書

日本国政府 特別永住者証明書 番号 EF12345678GH  
GOVERNMENT OF JAPAN SPECIAL PERMANENT RESIDENT CERTIFICATE No.

氏名 洪吉童  
NAME HONG KIL DONG

生年月日 1970年03月31日 性別 男 M.  
DATE OF BIRTH Y M D SEX

国籍・地域 韓国 <MOJ>  
NATIONALITY/REGION

住所地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ302号  
ADDRESS

この証明書は 2020年03月31日まで有効 です。 法務大臣

特別永住者証明書番号

顔写真:有効期間の満了日が16歳未満の誕生日までとなっているカードには写真は表示されない。

有効期間

在留カード及び特別永住者証明書(以下、在留カード等)に偽変造防止を目的としてICチップ(写真を含むカード券面情報を記録)を搭載。インターネットにより在留カード等の番号が失効しているかどうかを確認可能。

(注) 外国人登録証明書は、改正入管法施行(平成24年7月9日)以降、一定期間、在留カード又は特別永住者証明書とみなされる。